

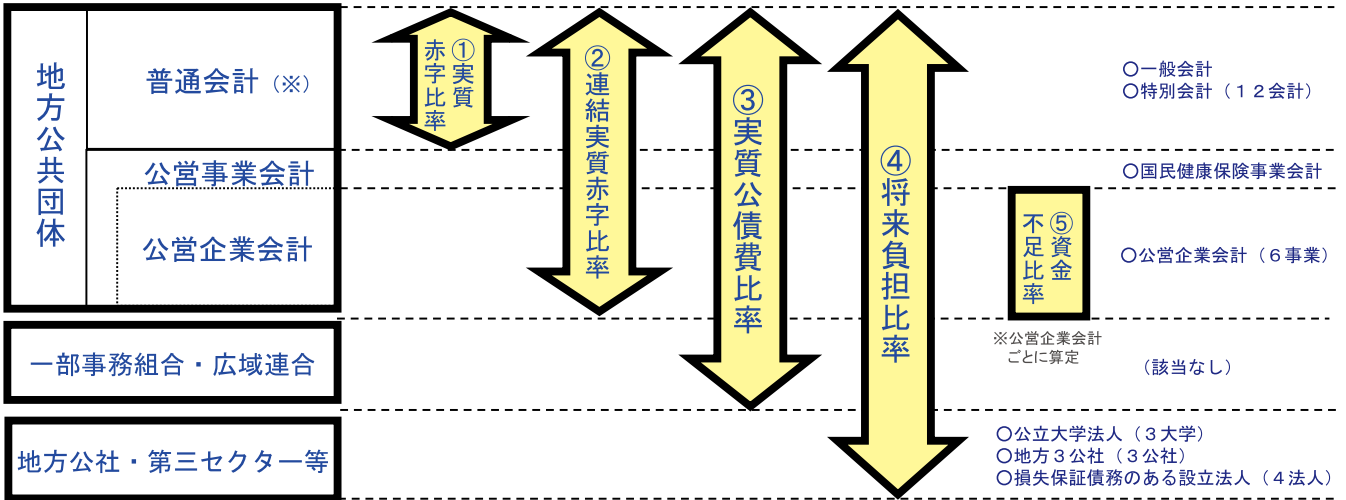
健全化判断比率・資金不足比率の状況

健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政健全性を示す指標として、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）が設けられています。これらの比率のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上となると財政再生計画の策定が義務づけられます。

また、同法において、公営企業の経営の健全性を示す指標として、⑤資金不足比率が設けられています。この比率が、経営健全化基準以上となると経営健全化計画の策定が義務づけられます。

健全化判断比率及び資金不足比率が対象とする会計



※普通会計とは、総務省が実施する「地方財政状況調査」において、総務省が指定する公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいいます。

① 実質赤字比率 普通会計における実質赤字の標準財政規模（地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量）の額に対する比率	早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%	該当しません →黒字です。
② 連結実質赤字比率 全会計（普通会計及び公営事業会計）における実質赤字等の標準財政規模の額に対する比率	早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%	該当しません →黒字です。
③ 実質公債費比率 普通会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模の額に対する比率（過去3か年平均）	早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%	11.1% →早期健全化基準を大幅に下回っています。
④ 将来負担比率 公営企業、公社等を含めて、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率	早期健全化基準 400%	245.6% →早期健全化基準を大幅に下回っています。
⑤ 資金不足比率（公営企業会計） 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	経営健全化基準 20%	該当しません →全ての公営企業会計において資金不足を生じていません。

○ 実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字は発生しておらず、公営企業会計についても資金不足は発生していません。
また、実質公債費比率及び将来負担比率についても、「早期健全化基準」を大きく下回っており、**財政の健全性を維持しています。**

